

青梅市と青梅信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と青梅信用金庫（以下「乙」という。）は、青梅市の地方創生の実現に向けて、相互に連携・協力するものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に連携・協力することにより、青梅市の産業振興および地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携・協力するものとする。

- (1) 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (2) その他産業振興および地域の活性化に関する事項

2 前項に規定する事項の具体的な連携・協力の内容については、その都度甲および乙が協議し、定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、前条に規定する事項の連携および協力により知り得た情報について、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲および乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、この協定は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項に疑義のある場合は、甲および乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月9日

（甲） 青梅市

青梅市長 浜 中 啓 一

（乙） 東京都青梅市勝沼3丁目65番地

青梅信用金庫
理事長 平 岡 治 房